

○上天草・宇城水道企業団建設工事及び建設工事に係る業務委託変動型最低制限価格
制度実施要綱

令和2年10月12日

告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、競争入札により建設工事及び建設工事に係る測量業務、測量設計業務、地質調査業務、土木設計業務、建築設計業務、設備設計業務、補償関係コンサルタントその他コンサルタント業務（以下「建設工事・建設コンサル業務」という。）の契約を締結しようとする場合における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象となる業務は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）が300万円を超え、競争入札により契約を行う建設工事・建設コンサル業務とする。

(低入札基準価格及び最低制限価格)

第3条 落札者とするか否かを決定する基準は、低入札基準価格及び最低制限価格とする。

(低入札基準価格の算定方法)

第4条 低入札基準価格は、別表に掲げる種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表①から④までの各欄に掲げる額の合計に、無作為係数（電子計算組織により無作為に算出される0.99000から1.01000までの数値）を乗じて算出した価格（1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てたもの）とする。ただし、当該価格が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる建設工事においては、低入札基準価格が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる測量業務においては、低入札基準価格が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる地質調査業務においては、低入札基準価格が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

5 別表に掲げていない建設工事・建設コンサル業務については、第1項の規定にかかわらず予定価格に10分の7を乗じた額に無作為係数を乗じて得た価格（1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てたもの）を低入札基準価格とする。

(最低制限価格の算定方法)

第5条 最低制限価格は、当該競争入札における有効な全入札価格から、入札価格の低い6割の者（それらの者に1未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。）の入札価格を平均した数値に10分の9を乗じた額（1円未満の端数を切り捨てたもの）とする。

(適用方法)

第6条 最低価格入札者に対する低入札基準価格及び最低制限価格の適用方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。

(2) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格未満であり、かつ、最低制限価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。

(3) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格未満であり、かつ、最低制限価格未満の場合は、当該入札者を失格とする。

2 最低価格入札者が失格となった場合は、他の者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者に対して前項の規定を適用する。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(入札参加者への周知)

第8条 最低制限価格を設けたときは、一般競争入札にあつては入札公告に、指名競争入札にあつては指名通知にその旨を記載しなければならない。

(最低制限価格の公表)

第9条 最低制限価格の公表は、入札執行後に行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月12日から施行する。

別表（第4条関係）

業務の種類		①	②	③	④
建設 工事	建設工事	設計金額の 直接工事費 の額に10分 の9.7を乗じ て得た額	設計金額の共 通仮設費の額 に10分の9 を乗じて得た 額	設計金額の現 場管理費の額 に10分の9を 乗じて得た額	設計金額の 一般管理費 の額に10分 の5.5を乗じ て得た額
建 設 コ ン サ ル 業 務	測量業務	直接測量費 の額	測量調査費の 額	諸経費の額に 10分の4.8を 乗じて得た額	—
	測量設計業務	直接原価	諸経費の額に 10分の4.8を 乗じて得た額	その他原価の 額に10分の9 を乗じて得た 額	一般管理費 等の額に10 分の4.8を乗 じて得た額
	地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費の 額に10分の9 を乗じて得た 額	解析等調査業 務費の額に10 分の8を乗じ て得た額	諸経費の額 に10分の4.8 を乗じて得た 額
	土木設計業務	直接人件費 の額	直接経費の額	その他原価の 額に10分の9 を乗じて得た 額	一般管理費 等の額に10 分の4.8を乗 じて得た額
	建築設計業務	直接人件費 の額	特別経費の額	技術料等経費 の額に10分の 6を乗じて得た 額	諸経費の額 に10分の6 を乗じて得た 額
	設備設計業務	直接人件費 の額	特別経費の額	技術料等経費 の額に10分の 6を乗じて得た 額	諸経費の額 に10分の6 を乗じて得た 額
	補償関係コンサルタ ント業務	直接人件費 の額	直接経費の額	その他原価の 額に10分の9 を乗じて得た 額	一般管理費 等の額に10 分の4.5を乗 じて得た額

備考 直接測量費、直接原価、直接人件費、直接調査費、測量調査費、特別経費、直接経費、間接調査費、諸経費、技術料等経費、その他原価、解析等調査業務費、一般管理費等の額に1円に満たない端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。